

井手町告示第38号

井手町下水道排水設備指定工事業者規則（平成11年井手町規則第10号）第9条第1項の規定に基づき指定辞退届の提出があったので、同規則第15条第1項第2号の規定により、指定を取り消したので、次のとおり告示する。

令和8年4月17日

井手町長 西島 寛 道



1. 指定取消業者

商号	勝田水道株式会社
営業所所在地	京都市南区吉祥院西ノ茶屋町73-1
代表者	代表取締役 勝田 健太
指定番号	98